

彦根市議会公政会視察復命書

(1) 出席者

- 彦根市議会公政会
北村 収 宮田 茂雄 安澤 勝 谷口 典隆 西川 正義 渡辺 史郎

実施日

- 平成25年11月5日(火) (厚木市視察)

【1. 現状と目的】

(1) 現 状

- 国政府においては、デフレ脱却を目指しアベノミクスによる経済対策が次々打ち出されており、景気は上向き傾向にあると言われているが実感できる状況ではない。このような状況の中、地方経済も低迷しており厳しい状況であることから、独自対策を模索する必要がある。

(2) 目 的

- 昨今の厳しい経済状況を地方としても何とかするための手だてを考える必要がある。そうした対策の一つとして、厚木市で実施している、「入札における市内業者優先制度」について現状を視察調査し今後の参考にしたい。

【2. 調査地選定理由】

(1) 調査項目

- 市が行う物品購入や業務委託、建設工事発注において、発注対象者を市内業者に優先する「市内業者優先制度」について、実施の現状や課題、効果などを聴き取り調査する。

(2) 選定地

- 神奈川県厚木市

【3. 調査結果】

(1) 内 容

I) 視察内容

- 視察地 神奈川県厚木市議会
- 日 時 平成25年11月5日(火) 14:00～16:00
- 調査項目 入札における市内業者優先制度について
- 対応者 議会事務局山口次長

5. 厚木市概要 人口 224,415人(高齢化率17.97%) (25年4月1日現在)
H25予算 73,780百万円(一般会計)
議員数 28人(=条例定数)

II) 入札における市内業者優先制度の概要

1. 制度の目的

- ・厳しい経済状況の中、指名競争入札参加者指名基準や指名競争入札参加者の指名数の特例に必要な事項を定め、厚木市内に本店がある者(=市内業者)の受注機会を優先拡大し、地域経済の活性化を図ることを目指す。

2. 対象

1) 市が発注する物品購入、業務委託にかかる指名競争入札

〈1〉 下記のような指名数に関する特例基準を設け市内業者を優先している。

- ① 契約の適正な履行が可能であると認める市内本店業者数が、標準指名数以上である場合は標準指名数による。
- ② 契約の適正な履行が可能であると認める市内本店業者数が1者以上標準指名数未満である場合、特例指名数による。
- ③ 契約の適正な履行が可能であると認める市内本店業者が無い場合は、標準指名数。
- ④ ①～③の指名数を確保することが困難である場合、契約の適正な履行が可能であると認められる全業者数。
- ⑤ 特例指名数は標準指名数より少なくして市内業者を優先している(別添資料「指名者数特例制度」の内容参照)

〈2〉 指名方法

- ・指名数は上記3.によるものとし、指名は、契約の適正な履行が可能であると認められる業者の中から、市内本店業者、市内支店業者、県内業者、県外業者の順に優先して行う。

2) 建設工事にかかる指名競争入札

- ・「厚木市建設工事指名競争入札参加者指名基準」第3条に、契約の適正な履行の確保ができる範囲内において、地域産業の振興を図るため、市内有資格業者の優先的指名に配慮するとともに、中小建設業者の受注機会の確保に配慮する旨が明記されている
- ・共同企業体などには、市内業者を加えることを条件付けている。

- ・10項目有る指名基準の中に「地理的条件」があり、原則として指名順位を①市内業者(市内に本店や営業の本拠がある者)②準市内業者(市内に支店または営業所などがある者)③市外業者の順としており、市内業者を優先している。

〈3〉 その他

- ・市内業者優先で工事の品質低下がないように、「総合評価方式入札」「優良工事表彰対象入札」「社会貢献企業対象入札」「成績条件付き入札」「ゼロ市債に係る入札(4月5月の工事確保と平準化)」を取り入れている。
- ・大きな工事は分割発注して、中小企業が参入しやすいように配慮している。

Ⅲ) 主な質疑

- Q: 市内に支店しかない業者、事務所があっても電話と事務員1人が常駐しているだけとか、夫婦でやっている業者でも仕事を取ってしまうが、これらも入札参加させているか？
- A: 3カ年に1回市内業者の実態調査をしている。県も審査しており市と2段階のチェックをしている。ペーパーカンパニーは指名しない。排除が難しいがこのチェックで制限されていると思う。
- Q: 電子入札になって業者はプラスになっているか？
- A: 業者は初期投資に20万円程かかるが、入札の都度市役所まで出かけなくても良く、手間が省け便利になったと聞く。(1件50万円以上が電子入札)
- Q: 市内業者優先制度適用での課題は？
- A: 堰や高度な配電盤等は市内業者では出来ないの、市外業者へ枠を拡げている。
- Q: 市内業者優先するため工期を長くする等考慮しているか？
- A: 基本的には大きな工事は9月中に発注してしまい、工期は最大2月28日としており、延びても3月中に完了するようにしている。(特に延ばすなどの考慮はしていない?)
- Q: 談合疑惑は？
- A: 工事価格の公表はしていない、最低制限価格は設定している。設計工事額をはじくソフトがあり業者もしっかり積算してくる。60%位の工事で同額に並びクジ引きとなっている。
- Q: 彦根では市内業者から仕事が取れないとの苦情が有るが、工事分割発注しているか？市内業者だけの入札は難しく特例を作っても実施できるかどうか？
- A: 1者がいくつもの仕事を取れないよう、手持ちの受注工事は2件までや一定金額までなどの制限を加えている。市内業者利用を徹底している。工事分割もしている。
- Q: 社会貢献企業対象入札で社員が消防団員の場合など考慮しているか？災害協定などは？
- A: 消防団員は総合評価の方で考慮している。災害協定は協定を結んでいることが基本であり、建設業協会と結んでおり協会員であれば考慮している。物品購入は対象外。
- Q: 庁舎を建てるなどには建築士の人数の決まりがあるのでは？
- A: 3000万円以上の工事は特定建設業者が請け負うことになるが、特定建設業者の資格が定められているので別には定めていない。
- Q: 市内に支店があっても電話と事務員1人という会社が、本店の成績が良くて入札に入ってくるが？
- A: 排除は出来ない。最低制限価格を設けている。受注件数や金額での制限を設けている。
- Q: 彦根市では昔からやっている小さな業者も多くドングリの背比べで共倒れの恐れもある、こうした業者の育成は難しいが？
- A: 多くの業者に仕事が回るよう、一定の金額や落札回数等の落札制限を設けている。
- Q: 市内業者優先制度実施の効果をどう見ているか？
- A: 効果を表す指標はないが、落札率は85～94%と高く倒産業者もない。業者との意見交換会でも市内業者を優先して欲しいとの意見もあり、その中で理解(制度の効用を)していると思っている。

(2) 考 察

- ・市内業者を優先したくても、業者数が少なかったり、履行能力がなければ出来ないが、厚木市は結構業者数が多くあり、物品では2323者(うち市内本店193者) 一般委託では3890者(595者)、工事で1945者(183者)と多いため制度が運用しやすいと思われる。

- ・市内業者優先制度による経済効果については、指標が無く不明とのことであったが、倒産する業者もなく、工事契約を見ても市内本店がある業者が件数で95.8%も落札しており、また、今後も制度を進めるよう業者も希望しているなどから、一定の効果が有るものと推察される。市内業者が活性化すれば、市全体の活性化や税収増加が期待できる。
- ・市内業者優先による品質への影響が懸念される恐れもあるが、この点について厚木市では、品質を高めるための技術やノウハウを評価する「総合評価方式」、優良工事表彰を受けた業者を指名する「優良工事表彰対象方式」、工事成績評点を参加要件とする「成績条件付き入札方式」などを取り入れ品質確保に努めているが、市内業者優先制度でなくても必要である。
- ・彦根市での市内業者優先制度導入については、市内業者は歓迎すると思うが、発注量、市内業者数、業者の体制や能力、県入札制度との調整や情報交換などを行いながら、慎重な検討が必要である。折角制度導入しても発注者が望む物品調達が出来なったり、品質等の低下があれば実施できない。また、制度導入した効果が分かる何らかの指標作りも必要である。

(以 上)